見れば
わかる！

国の不合理な措置に対する東京都の主張

― 地方消費税の清算基準の見直しに向けた反論 ―

知ってください！
東京都のこと！

とても見やすく
まとめました！

平成29年12月

東　京　都

メリーちゃん

ハリーくん

国の不合理な措置により奪われた財源は10年間で**2.2兆円**

国の見直しは大都市に不利益な財政調整の手段

再び**税制を歪める改正**がなされようとしている

首都東京には取り組むべき課題が山積している

都民が納めた税金は**都民のために使われるべき**

地方税財源の拡充こそ目指すべき方向性

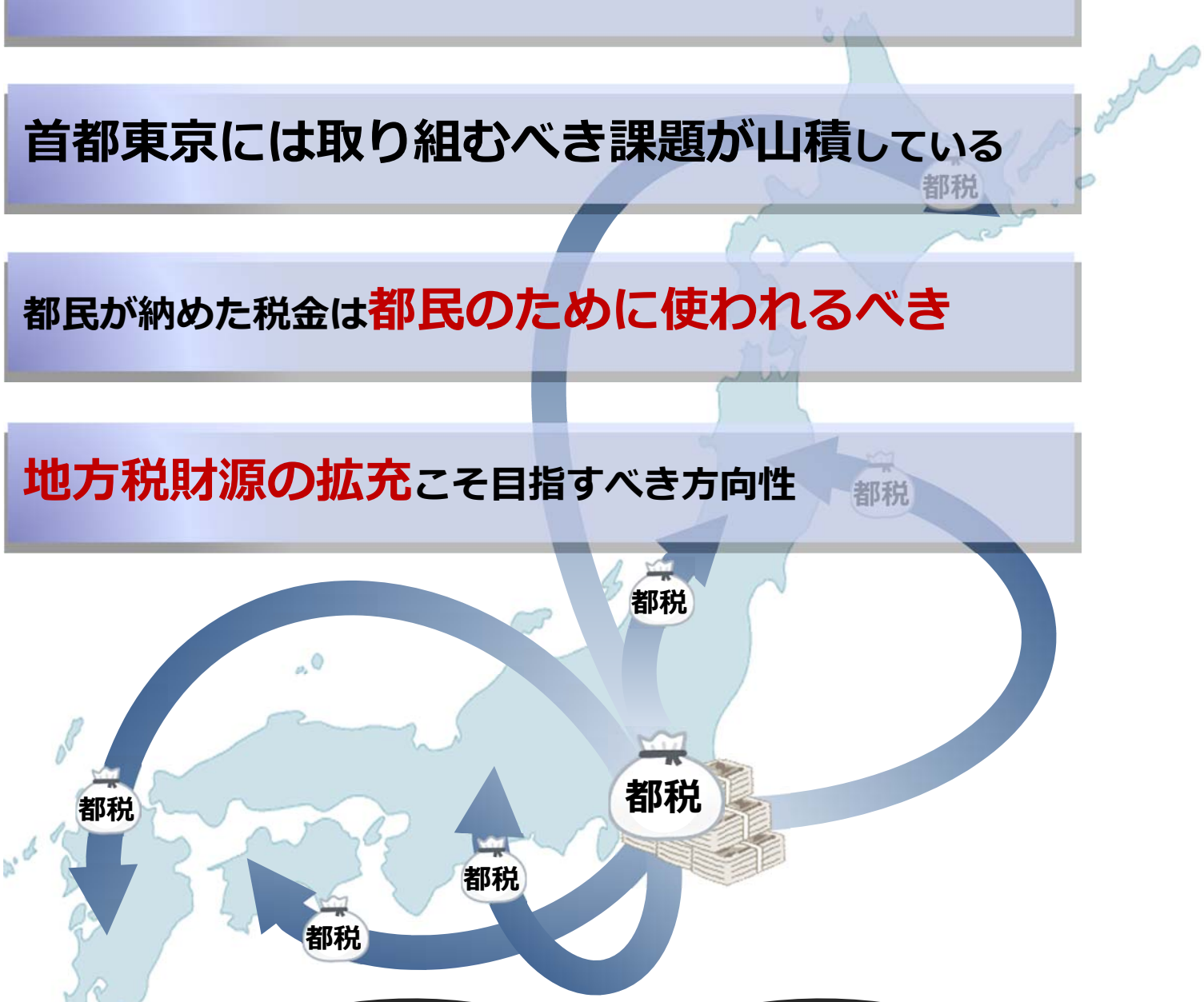

東京都の税金なのに、
どうして地方へ使われるの？

待機児童などの問題もあるのに、
都民のために使われないの？

メリーちゃん

ハリーくん

はじめに

- 今日の都政には、待機児童の解消、団塊世代が後期高齢者となる2025年を見据えた高齢者対策の推進、首都機能や都民の安全・安心を守るための災害に強い都市づくりなど、**直面する大都市特有の課題**の解決に着実に取り組むとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功とレガシーの構築に向けた取組など、**日本全体の持続的成長につながる施策を積極的に展開**していくことが求められている

- ところが、国は、都市と地方の財政力格差の是正を名目に、**「地方自治体が提供する様々な行政サービスの受益に応じて税を負担する」**という**地方税の大原則**を顧みず、地方間での税の取り合いに終始するような**税制を歪める改正を繰り返し**、東京都は、この10年間で**2.2兆円**もの巨額の財源を既に奪われている

- そればかりか、国は、平成30年度税制改正においても、**都民が納めた税金を更に収奪**すべく、**地方消費税の帰属を決定する清算基準**について、消費活動を客観的に示す「統計」の比率を下げ、**「人口」の比率を引き上げる**など、**制度本来の趣旨から逸脱**するような検討を進めている

- これまで繰り返されてきた偏在是正措置に加え、更に不合理な見直しが行われることは、**都民生活を守る**観点からも、**東京2020大会の準備を着実に進める**観点からも、**断じて看過できない**

- 本資料は、これらの状況に鑑み、国による不合理な税制度の見直しの動向と、平成30年度税制改正における地方消費税の清算基準の見直しに対する東京都の反論を改めて整理したものである

目　次

	頁
Ⅰ　これまでの不合理な見直しによる影響	1
・奪われ続ける都民の税	2
（ 参考 ）　これまでの不合理な見直しによる影響	3
＜コラム＞　東京都と国の財政運営の比較	4
Ⅱ　地方消費税の清算基準の見直しへの反論	5
・ 平成30年度税制改正に向けた国の動き	6
・ 地方消費税の清算基準の見直しに対する東京都の反論（まとめ）	7
・ 国の主張ⅰ　税収の格差を清算基準で調整すべき	8
・ 都の反論①　税収の格差は交付税で調整されている	9
・ 都の反論②　地方消費税の応益性を歪める	10
・ 都の反論③　頑張る自治体が報われない	11
・ 国の主張ⅱ　最終消費地は、物品の使用が行われた場所を基準とすべき	12
・ 都の反論④　最終消費地とは「商品を購入した場所」	13
・ 都の反論⑤　県境を越える消費は全体の一部に過ぎない	14
＜コラム＞　清算基準の制度を歪める国の見直しの事例 ～「建物売買業」～	15
・ 国の主張ⅲ　代替指標は人口に一本化し、人口比率を引き上げるべき	16
・ 都の反論⑥　客観的な指標を用いるべき	17
・ 都の反論⑦「人口」＝「消費」ではない	18
・ 都の反論⑧「従業者数」も必要な指標	19
・ 都の反論⑨　地方税財源の拡充こそ目指すべき方向性	20
＜コラム＞「毒まんじゅう」拒否宣言！	21
（ 参考 ）　都税収入等の推移	22
Ⅲ　今後の都財政の課題	23
・ 首都東京には、大都市特有の膨大な財政需要がある	24
＜コラム＞　不安定な都税収入の動向と安定的な施策展開を支える基金	25
・ 首都東京の財政需要① － 増加する社会保障関係経費	26
・ 首都東京の財政需要② － 首都東京の防災力の強化	28
・ 首都東京の財政需要③ － 国際観光都市の実現	30
・ 首都東京の財政需要④ － 東京2020大会とレガシー構築に向けた取組	32
・ 更なる財源収奪は、将来にわたり都民生活を脅かす	34

メリーちゃん　　ハリーくん

Ⅰ　これまでの不合理な見直しによる影響

Ⅱ　地方消費税の清算基準の見直しへの反論

Ⅲ　今後の都財政の課題

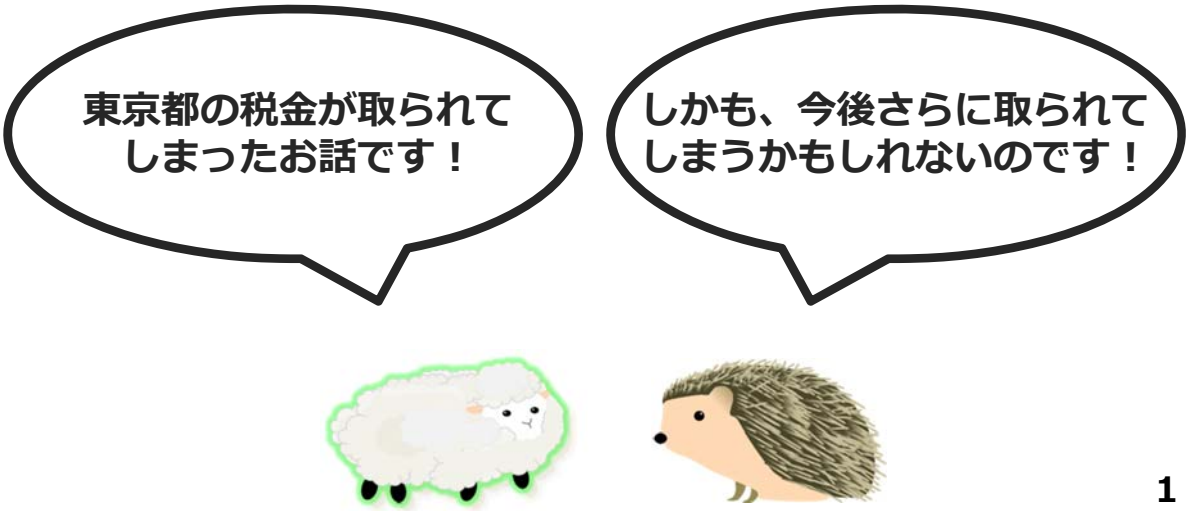

奪われ続ける都民の税

➢ 都は、**国による不合理な税制度の見直し**により、
10年間累計で**2.2兆円**もの巨額の財源を奪われている

2.2兆円あれば…

都の**高齢者施策**や**子育て支援**に係る
実行プランの主要な政策目標を達成可能

６万人分の特別養護老人ホームの建設費、
７万人分の保育施設の建設費・運営費
（10年間分）に匹敵

さらに

平成30年度税制改正において、
地方消費税の清算基準を見直すことにより、
東京をはじめとする
都市部の税収を奪い取ろうとする動きが活発化

（参考） これまでの不合理な見直しによる影響

1 平成20年度税制改正
法人事業税の暫定措置

- ◆ 法人事業税の一部を**国税化**
- ◆ 譲与税として**課税根拠とは無関係に**地方に配分

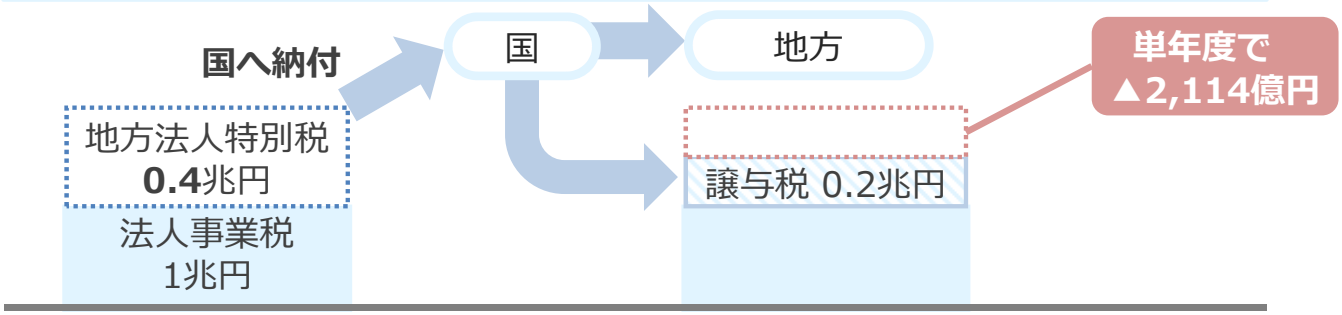

※ 29年度当初予算ベース

2 平成26年度税制改正
法人住民税の交付税原資化

- ◆ 法人住民税の一部を**国税化**
- ◆ 交付税として**課税根拠とは無関係に**地方に配分

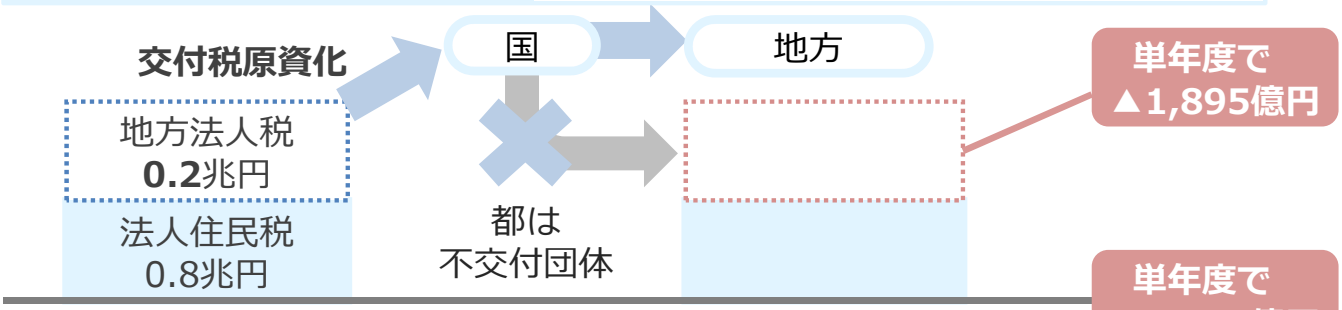

※ 29年度当初予算ベース

単年度で
▲4,900億円

3 平成28年度税制改正
消費税10%段階の措置

法人事業税の暫定措置 ⇒ 廃 止
法人住民税の交付税原資化 ⇒ **拡 大** など

偏在是正措置の拡大は法定事項

✓ 地方法人税の拡大について、税率及び施行時期（H31.10）は**法律に規定済**

	＜現行税率＞		＜H31.10～＞
法人住民税	**16.3%**（12.9%）	↘	**10.4%**（7.0%）
地方法人税	**4.4%**	↗	**10.3%**
計	**20.7%**(17.3%)	＝	**20.7%**（17.3%）

※ （ ）書きは、標準税率

※ 国の説明によると、社会保障充実分を超える地方消費税の増収が都に生じるとして、地方法人税の拡大による財政調整措置が実施されることとなっている

過去の決定事項を違えて、更なる偏在是正の検討を進めることはあってはならない

コラム　東京都と国の財政運営の比較

歯止めがきかない国の歳出増

都はメリハリをつけて
きちんと歳出を
抑制しています！

- 東京都は不断の見直し努力により、**健全な財政運営**を確立
- 国は見直しが不十分であり、**右肩上がりで歳出が増加**

＜歳出の推移（平成４年度の数値を100とした場合）＞

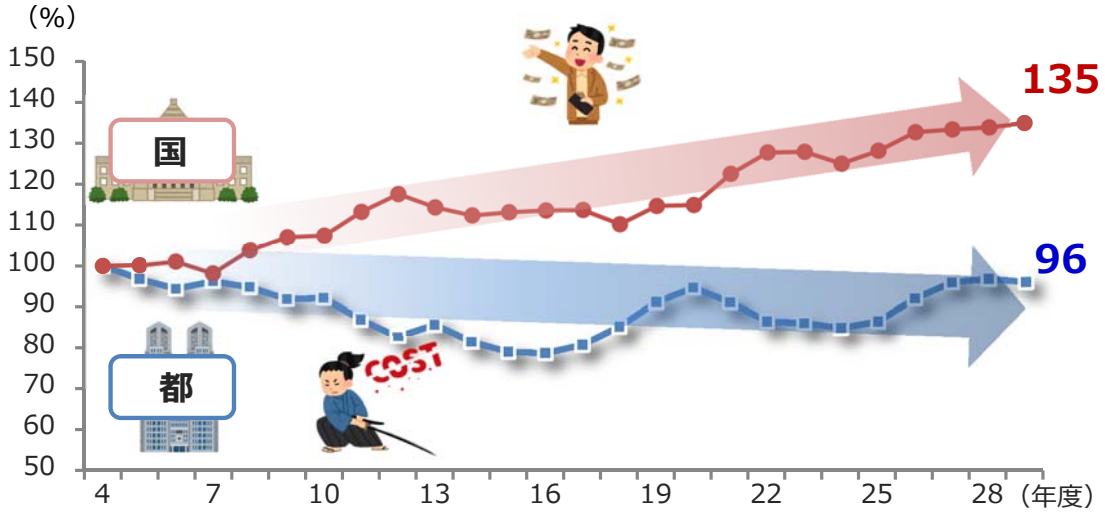

増大する国民負担

都は将来負担も抑えてます！
でも、国民負担は
増え続けています！

- 都民１人当たりの**都債残高**は、**着実に減少**
- 国民１人当たりの**国債残高**は、20年間で約**３倍以上に増加**

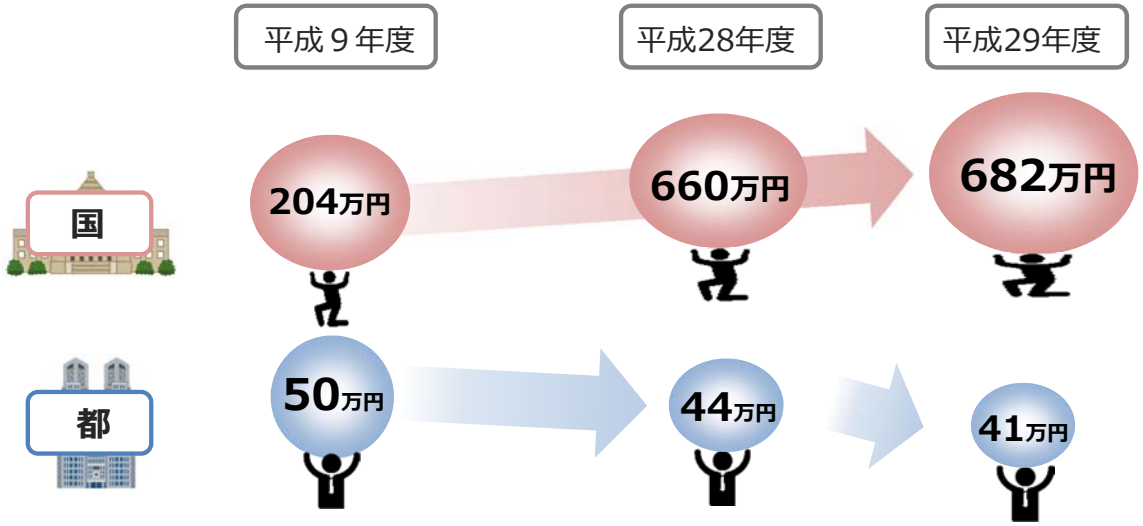

Ⅰ　これまでの不合理な見直しによる影響

Ⅱ　地方消費税の清算基準の見直しへの反論

Ⅲ　今後の都財政の課題

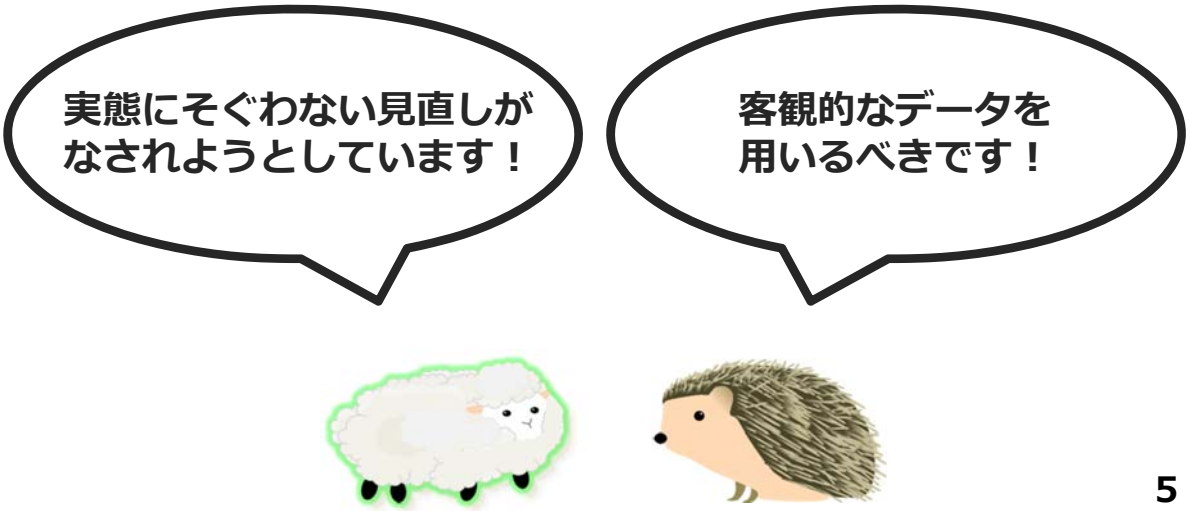

平成30年度税制改正に向けた国の動き

➢ 地方消費税の清算基準について、消費活動を客観的に示す「統計」の比率を下げ、**「人口」の比率を高める**方向で検討

＜ 地方消費税の清算基準のイメージ ＞

✓ 地方消費税を負担する消費者が、買い物などをした**「最終消費地」に税収を帰属させる**ための仕組み

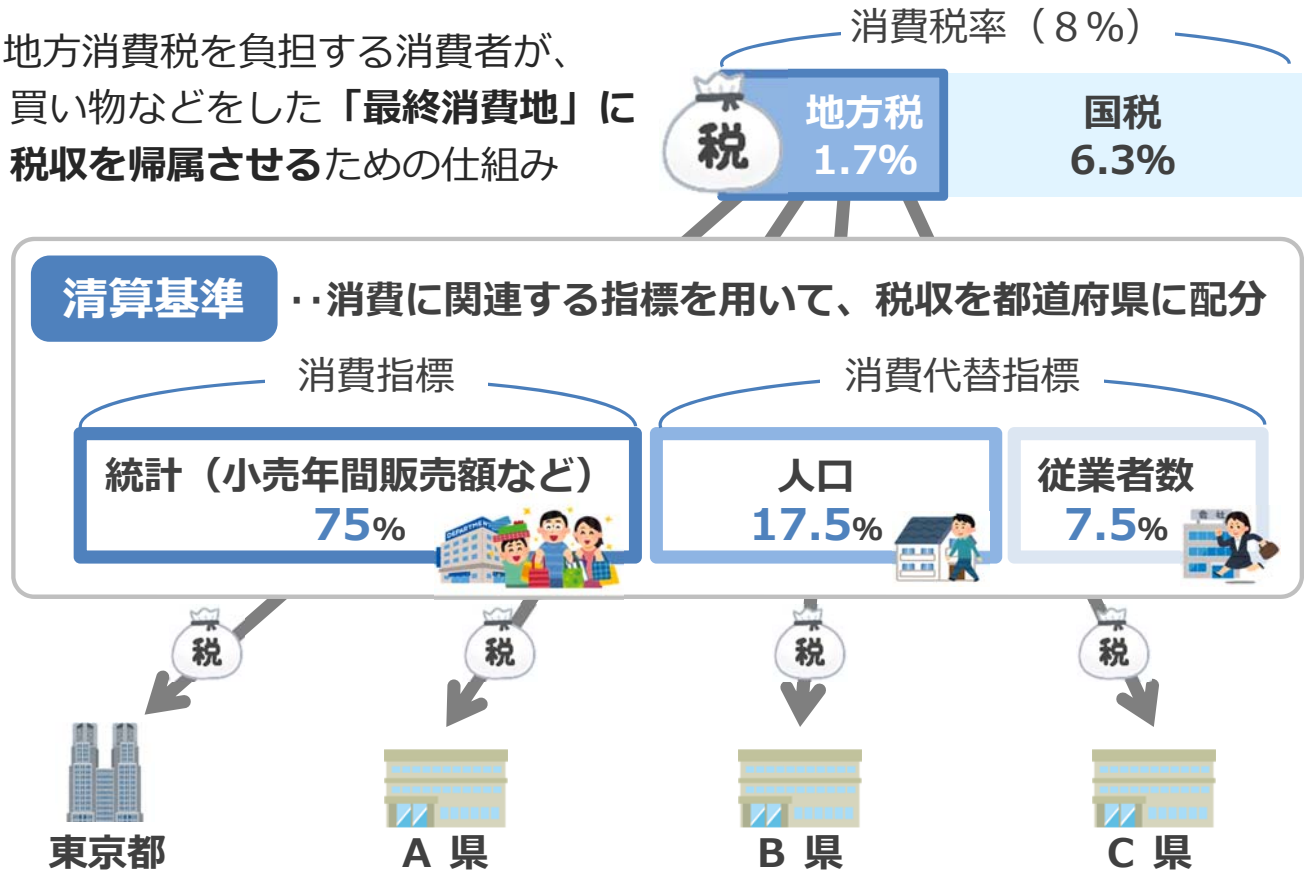

報道ベースでは・・・

財務省 ＜財政制度等審議会＞

➢ **従業者数・統計を廃止し、年少・老年人口比率で配分**

都税収入への影響（試算）

年間 ▲2,000億円程度

（うち都内自治体分 ▲1,000億円程度）

総務省 ＜地方財政審議会＞

➢ **従業者数を廃止し、人口と統計の比率を半々に**

都税収入への影響（試算）

年間 ▲1,000億円程度

（うち都内自治体分 ▲500億円程度）

地方消費税の清算基準の見直しに対する東京都の反論（まとめ）

国

国の主張に異議あり！

都

i **税収の格差**を清算基準で調整すべき

NO！！

1. 税収の格差は交付税で調整されている
2. 地方消費税の応益性を歪める
3. 頑張る自治体が報われない

ii 最終消費地は、**物品の使用が行われた場所**を基準とすべき

NO！！

4. 最終消費地とは「商品を購入した場所」
5. 県境を越える消費は全体の一部に過ぎない

iii 代替指標は**人口に一本化**し、人口比率を引き上げるべき

NO！！

6. 客観的な指標を用いるべき
7. 「人口」＝「消費」ではない
8. 「従業者数」も必要な指標

9. 地方税財源の拡充こそ目指すべき方向性

国の主張ⅰ　税収の格差を清算基準で調整すべき

✓ 住民一人当たりの地方税収

・最大県（東京都）と最小県とで**2.5倍**の「**格差**」がある

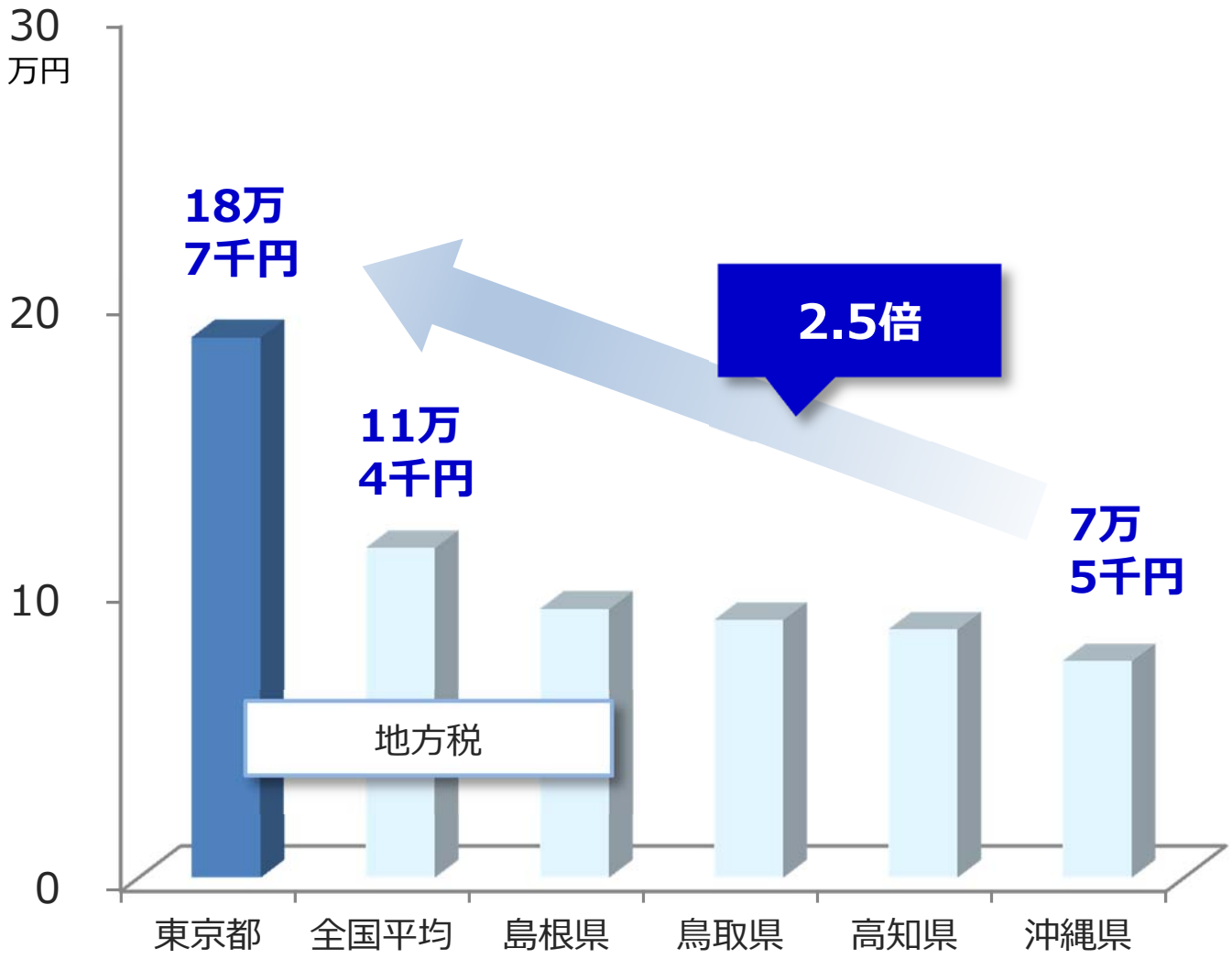

地方間の税収の格差をなくすため、
地方消費税は、「人口」に応じて配分すべき

都の反論① 税収の格差は交付税で調整されている

国の主張に異議あり！

✓ 住民一人当たりの地方税収に
地方交付税を加えると…

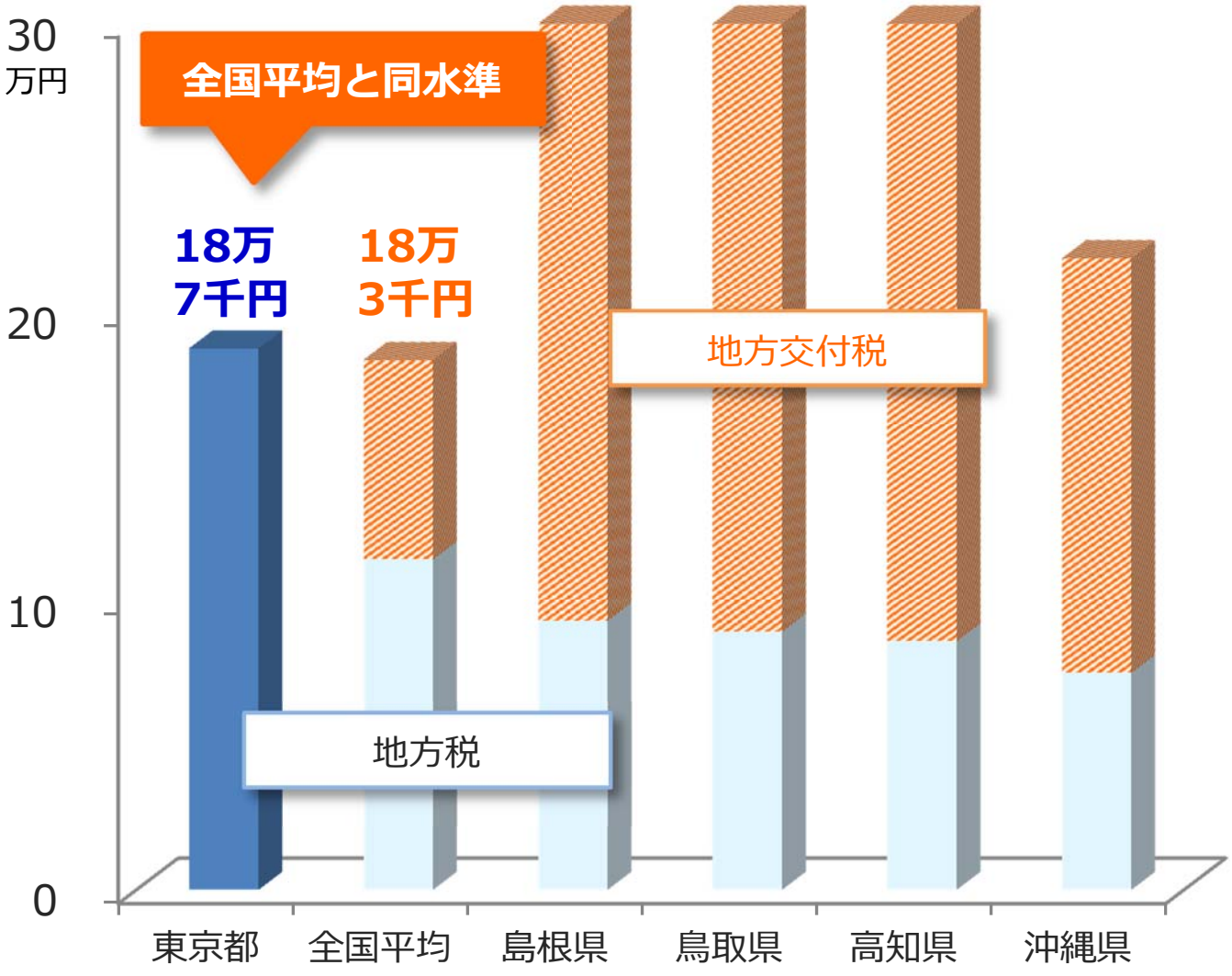

国は事実を
捻じ曲げています！

国がいうところの「税収の格差」は、
国の制度（地方交付税）で既に調整されている

都の反論② 地方消費税の応益性を歪める

国の主張に異議あり！

✓ **地方消費税の課税根拠＝**
消費活動を支える公共サービスの対価

円滑な市場取引を支えるため
行政サービスを提供

行政

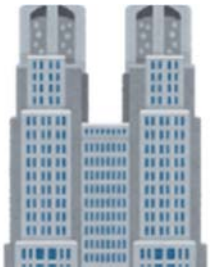

消費者

行政サービス

地方消費税

対価として**地方消費税**を支払

大原則

税収を人口で配分するのでは、譲与税と変わらない

✓ 消費税創設時（H元年）
→**消費譲与税 創設**
（人口・従業者数を用いて自治体に配分）

✓ 地方消費税導入時（H9）
→**消費譲与税 廃止**

地方分権の流れにも逆行します！

国の主張は地方税の大原則である応益性を歪め、
地方消費税を譲与税化することにほかならない

都の反論③ 頑張る自治体が報われない

国の主張に異議あり！

✓ 郊外にショッピングモールを誘致した場合でも…

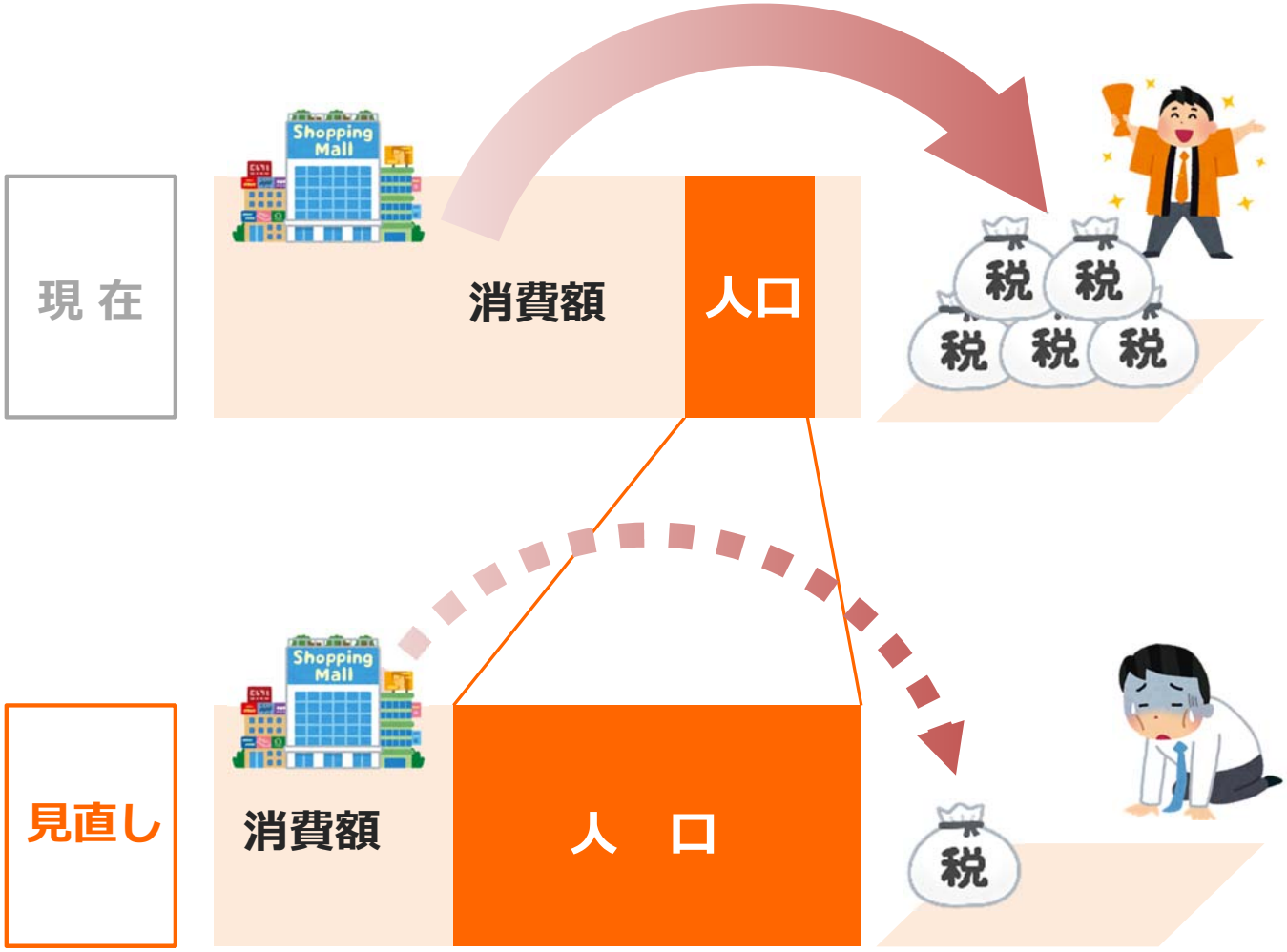

地方税としての意義を失いかねません！

「人口」の割合が高くなると、
消費活動を活性化させても税収に反映されにくい

国の主張ⅱ　最終消費地は、物品の使用が行われた場所を基準とすべき

✓　最終消費地

・**実際に商品が使用された場所を基準とすべき**

✓　統計データの見直し

・統計の計上地と最終消費地にズレが生じているものは、**統計から除外すべき**

A県（居住地）　国が主張する税収の帰属地

使い尽くし**【消費行為】**

・持ち帰り後
　使用・飲食等

来店 →

← 持帰り

A県住民
（居住者）

販売店
（B県）

消費行為に基づいて、税収が帰属
（定量的な統計データなし）

いつ、どこで、どれほど使用されたのかわかりません！

<国が主張する「統計から除外」すべき主な業種等>

百貨店

家電大型専門店

建物売買業

都の反論④　最終消費地とは「商品を購入した場所」

国の主張に異議あり！

- ✓ 経済学でいう「消費」とは、**市場から物品・サービスを購入すること**を指し、地方消費税は、このような経済学的見地を前提に創設された税
- ✓ **法律上も**、物品やサービスの購入があった**取引の段階を「消費」と捉え、課税**

B県（購入場所）　**本来の税収の帰属地**

取引【消費】

消費額に応じて税収が帰属
（定量的な統計データあり）

＜地方税法の規定＞

取引のあった段階でその要件を満たす

地方消費税は、事業者の行った**課税資産の譲渡等**に対し、課する

国の主張には理屈がありません！

捉えようのない「消費行為」に着目するのではなく、
「消費」が行われた購入地に税収を帰属させるべき

都の反論⑤ 県境を越える消費は全体の一部に過ぎない

国の主張に異議あり！

✓ 多くの消費者は、自宅、勤務先等の**近隣の店舗で物品を購入するのが一般的**であり、県境を越えて自宅へ持ち帰るケースは、全体の一部分に過ぎない

＜ 持ち帰り消費の事例 ＞

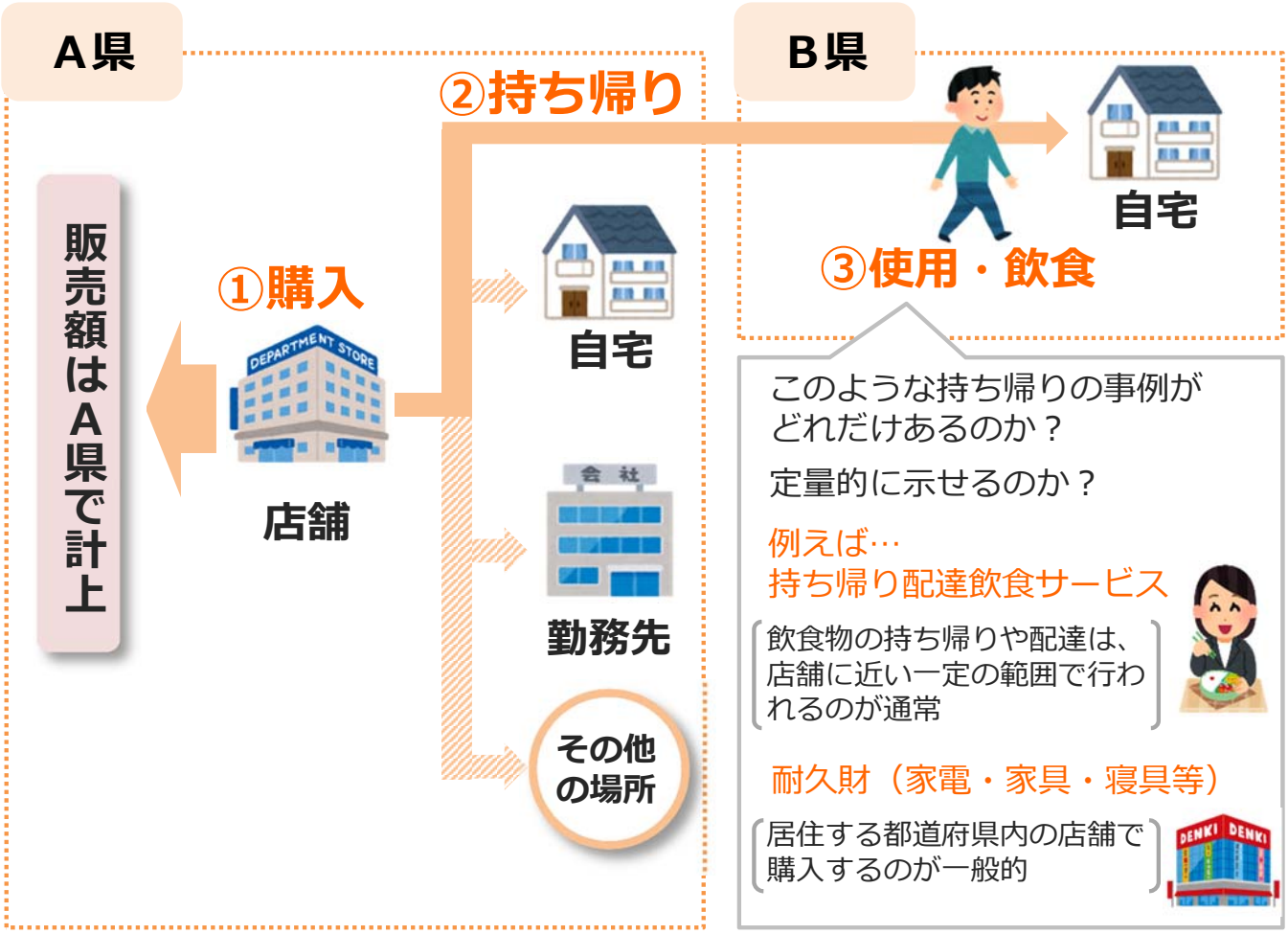

このような持ち帰りの事例がどれだけあるのか？

定量的に示せるのか？

例えば…
持ち帰り配達飲食サービス

（飲食物の持ち帰りや配達は、店舗に近い一定の範囲で行われるのが通常）

耐久財（家電・家具・寝具等）

（居住する都道府県内の店舗で購入するのが一般的）

（仮に、国がいう最終消費地の前提に立ったとしても）

国は例外を捉えて基準を歪めようとしています！

一部の事象を強調して統計から除外し、人口に置き換えることは、かえって消費の実態からかけ離れる

コラム 清算基準の制度を歪める国の見直しの事例 ～「建物売買業」～

国の主張

✓ 最終消費地は、「**購入した物件に居住すること**」
✓ Ａ県の物件をＢ県の事業所で購入した場合、販売額はＢ県に計上
⇒ 越県消費の事例が多いことから、**「建物売買業」は統計から除外すべき**

統計から建物売買業を除外し、人口で置き換えることは、様々な問題がある

問題点① 統計上の裏付けがない

✓ 事業所（**統計上の計上地**）と建物販売**サービスの提供**）は近接地で行われるのが一般的と考えられる

国は、どれほどの越県消費が発生しているか、**定量的に示していない**

問題点② 消費の実態からかけ離れる

✓ 都に計上されている建物販売額が人口按分により全国に配分され、**東京近隣の消費活動とはかけ離れた地域にも税収が帰属**することになる

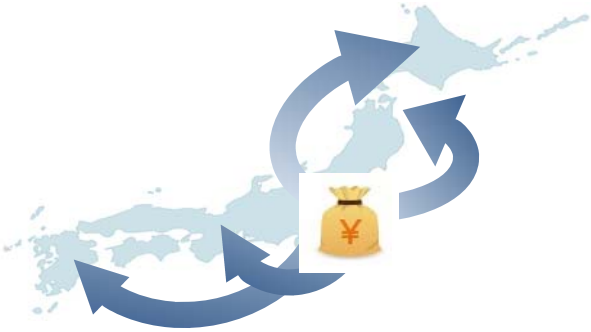

＜全国に占める都シェア＞

統計（建物売買業）	45.8%
人口	10.6%

この差分が全国に配分

この他にも、**都シェアの高い業種が狙われている**（例：百貨店 26.9%）

一部の消費者の行動を殊更に強調して**業種全体から統計把握額を除外**することは、**消費額に応じて**税収を最終消費地に帰属させる**清算基準の制度そのものを歪める**ことにほかならない

国の主張Ⅲ　代替指標は人口に一本化し、人口比率を引き上げるべき

✓　一部業種を統計から除外した代替として…

・**「人口」を用いることが最も適切**

✓　代替指標については…

・「人口」を基本とし、**「従業者数」は廃止**すべき

＜国が目指す方向性（イメージ）＞

一部業種については**統計から除外**し、
代替指標の利用を拡大

統計でカバーできない部分に用いる代替指標については、
従業者数を廃止し、「人口」に一本化

都の反論⑥　客観的な指標を用いるべき

国の主張に異議あり！

✓ 「人口」は、統計で把握できない部分を補うための**代替指標に過ぎない**

＜ 本来の目指すべき方向性（イメージ）＞

現行	統計指標（75%）	代替指標（25%）

指定統計（経済センサス等）で
最終消費額が把握できていない業種
（建設業や電気・ガス業等）についても
各省庁が作成する統計等で捕捉することにより…

方向性	統計カバー率を引上げ（75%＋α）	代替指標は縮減

客観的な指標こそ重視すべきです！

消費の状況をより正確に反映させるため、
統計で把握できる範囲と統計の割合を高めるべき

都の反論⑦　「人口」＝「消費」ではない

✓ 実際の消費は、地域性や消費者のライフスタイル・年齢等による消費性向等によって**大きく左右**される

一世帯当たりの消費支出
（単身者世帯）

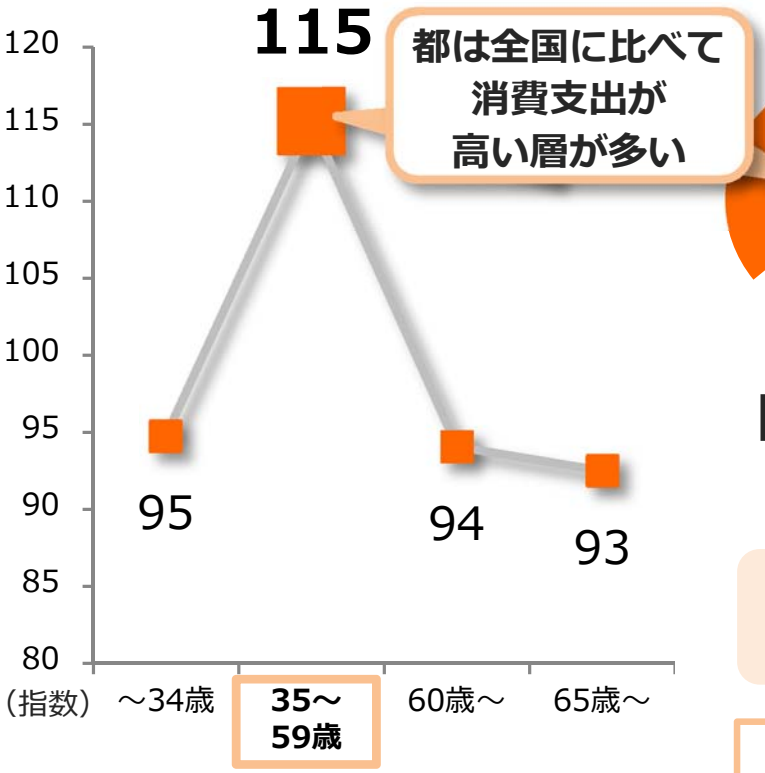

※　総務省家計調査より作成

35～59歳の割合

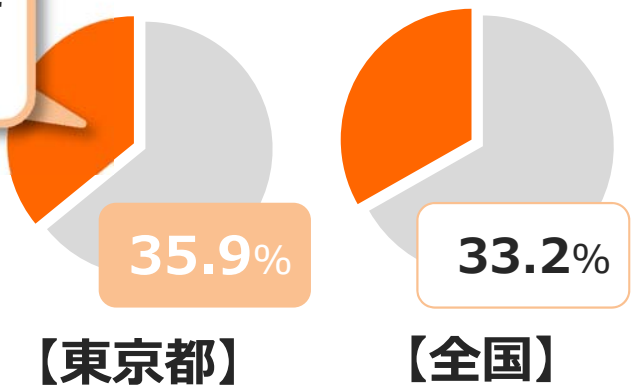

東京都における消費支出
（世帯人員一人当たり）

指数：114
（全国＝100）

国は、消費行動の違いを無視しており、
人口だけで消費の実態は把握できない

都の反論⑧　「従業者数」も必要な指標

国の主張に異議あり！

✓ 消費は居住地以外でも行われており、
消費実態の反映には**「従業者数」は必要不可欠**

消費代替指標

統計では把握できない部分を
人口と従業者数のシェアで代替

人口	従業者数
17.5%	7.5%

居住地での
消費活動を代替

勤務地等での
消費活動を代替
（紳士服、スマホのアプリ等）

従業者数の比較

東京都、大阪府、愛知県は、
従業者数が**全国トップ３**

東京都	大阪府	愛知県
966万人	473万人	398万人
１位	２位	３位

※　全国平均＝131万人

〈参考〉昼夜間人口比率

118.4	104.7	101.5
１位	２位	３位

※　全国平均＝100

居住地以外の消費を反映できません！

国の主張は都市部の税収を地方へ移転することを意図した不合理なものであり、断じて容認できない

都の反論⑨ 地方税財源の拡充こそ目指すべき方向性

議論すべきことが違います！

✓ 地方間の財政調整では、**地方が抱える巨額の財源不足の根本的な解決にはつながらない**

地方財政の財源不足

➢ 地方の財源不足額は、**恒常的に発生**

＜ 地方財政の財源不足額の推移（地方財政計画ベース）＞

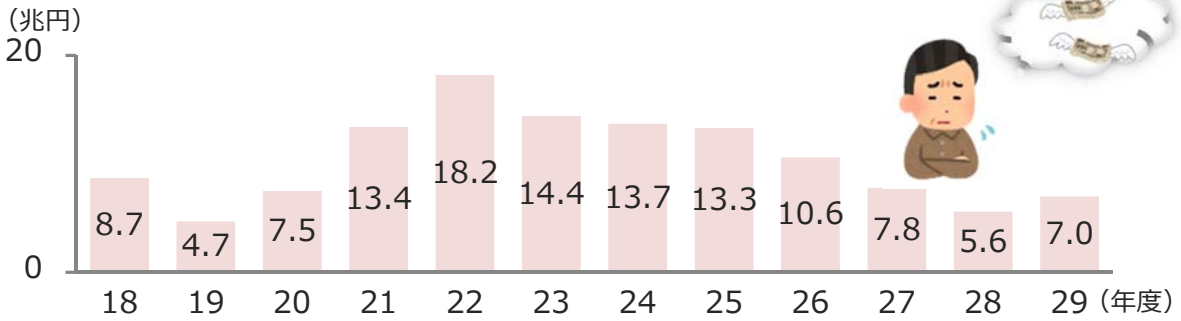

※ 財源不足額は、補正後の数値（平成29年度は当初）

国と地方の財源配分

➢ 国と地方の**税収比率と歳出比率は逆転**

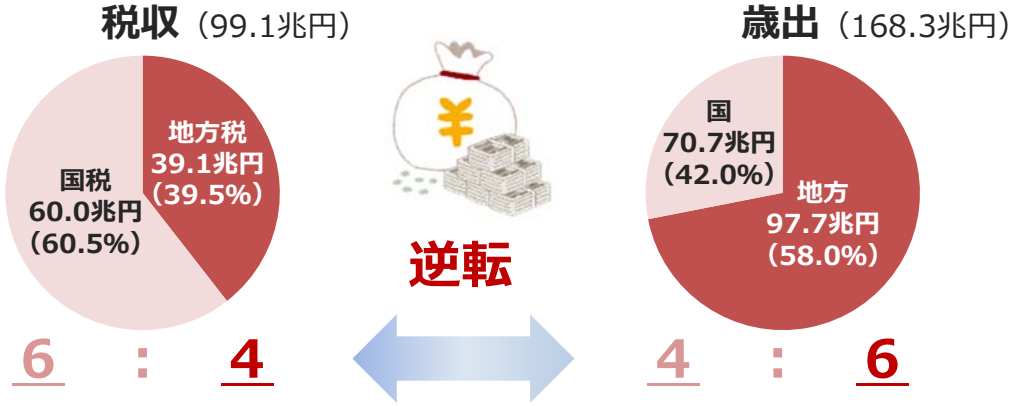

地方消費税を充実すべきです！

国から地方への税源移譲などにより、
地方の役割に見合う税財源を拡充することこそ、
目指すべき方向性

コラム …「毒まんじゅう」拒否宣言！

平成20年度税制改正時の地方の声

○平成20年度税制改正に関する要望（H19.9 全国知事会）

✓ **国と地方の税源配分５：５を目指して、国から地方への更なる税源移譲**など、抜本的な見直しを進めること

○地方法人二税の国税化による税収格差の是正策に反対する緊急声明（H19.11 全国知事会）

✓ 地方分権の方向に反する税制の改悪に対しては、**47都道府県の一致した総意として改めて強く反対**の意を表明する

一部地方自治体からはこんな提言も…

「毒まんじゅう」拒否宣言！（H19.10）

✓ 国主導の地方法人二税による理念なき財源調整は、**「地方分権を妨げる“毒まんじゅう”」**である

✓ 地方再生に名を借りた「偽装表示」に、我々、**地方の知事はだまされない**

ところが今は…

平成30年度税財政等に関する提案（H29.11 全国知事会）

○ **税源の偏在是正措置の確実な実施**

地方法人課税のあり方を見直すことにより**税源の偏在性を是正する方策を確実に講ずるべき**

かつては、地方自治体が一致団結して地方間の財源調整に反対していました！

再びこうした動きを地方一丸となって活発化させていくことが重要です！

（参考）都税収入等の推移

＜ 都税収入 ＞

（単位：億円）

	H19決算	H27決算	H29当初
個人都民税	7,780	8,819	8,803
法人都民税	11,663	8,708	7,723
都民税利子割	632	363	80
個人事業税	566	492	506
法人事業税	14,500	8,928	9,815
繰入地方消費税	3,489	7,004	6,174
不動産取得税	962	777	782
都たばこ税	332	179	170
ゴルフ場利用税	8	6	7
自動車取得税	424	138	136
軽油引取税	476	409	403
自動車税	1,210	1,056	1,045
固定資産税	10,191	11,673	11,908
事業所税	929	1,009	1,032
都市計画税	1,919	2,255	2,304
宿泊税	14	21	24
その他の税	0	0	0
合計	55,095	51,836	50,911
（うち法人二税）	26,163	17,635	17,538

＜ 一人当たり税収 ＞

（単位：円）

	H19決算	H27決算
都民一人当たり都税収入	240,227	187,331
国民一人当たり地方税収入＋地方交付税	192,898	183,396
国民一人当たり国税収入	401,509	439,502

※　都税収入及び地方税収入は道府県税相当分である

Ⅰ　これまでの不合理な見直しによる影響

Ⅱ　地方消費税の清算基準の見直しへの反論

Ⅲ　今後の都財政の課題

東京は、首都機能を担い、
経済機能も集積するため
行政サービスは大きくなります！

その分、たくさんの
財源が必要なのです！
規模が大きい＝お金持ちでは
ありません！

首都東京には、
大都市特有の膨大な財政需要がある

- 首都・東京は、**将来にわたる膨大な財政需要**を抱えている
- 東京の魅力・活力を底上げし、**日本全体の成長につながる取組**を着実に進める必要

＜ 増加する財政需要 ＞

更に増加する社会保障関係経費

平成27年度単年度で
1 兆円

平成50年度単年度で
1.7兆円

都民の命を守る防災対策

直近10年間
1.9兆円

今後10年間見込
3.2兆円

＜ 東京の魅力・活力の底上げ ＞

世界に開かれた国際観光都市の実現

平成28年 訪都外国人
1,310万人

平成32年 目標値
2,500万人

史上最高の東京2020大会開催

全国に及ぶ経済波及効果
32.3兆円

全国税収効果 **4.7兆円**
（**うち都税** **0.7**兆円
うち国税 3.4兆円）

コラム 不安定な都税収入の動向と安定的な施策展開を支える基金

経済財政諮問会議における国の意見

➢ 地方に多額の基金残高があるのは、財政的に余裕があり、使い切れない財源が積み上がっているからではないか

都税収入の状況

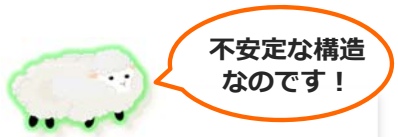

➢ 都税収入は、景気変動に左右されやすい**不安定な構造**

＜ 都税収入の推移 ＞

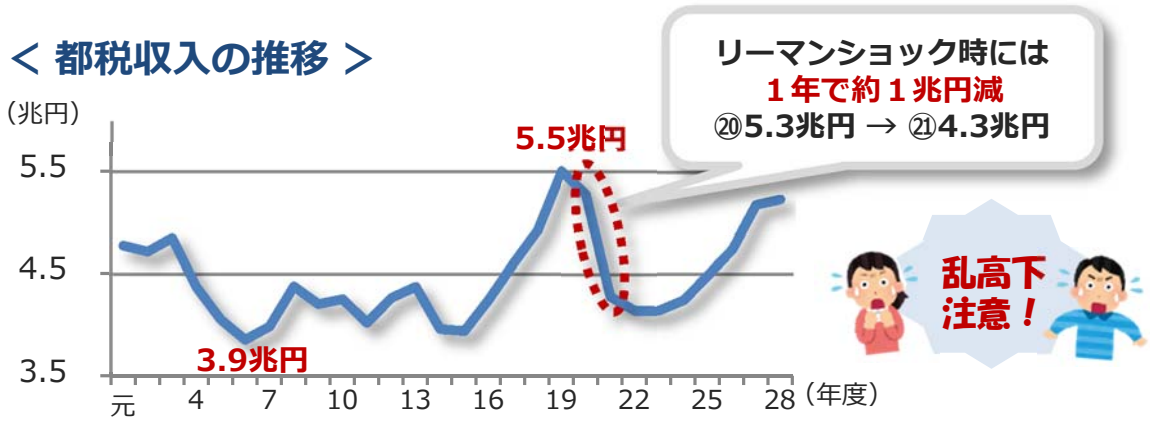

東京都の基金残高の状況

➢ 財政調整基金（財源として活用可能な基金）は、**激しい税収変動に対する備えとして必要**

＜ 基金積立額・取崩額の推移 ＞

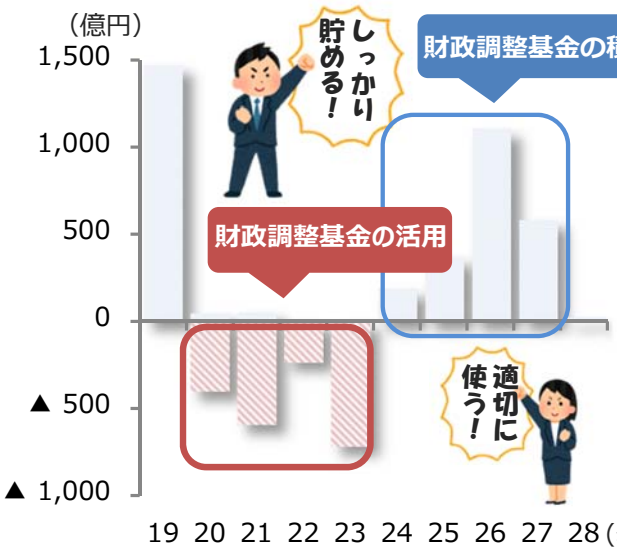

＜ 財政調整基金残高の推移 ＞

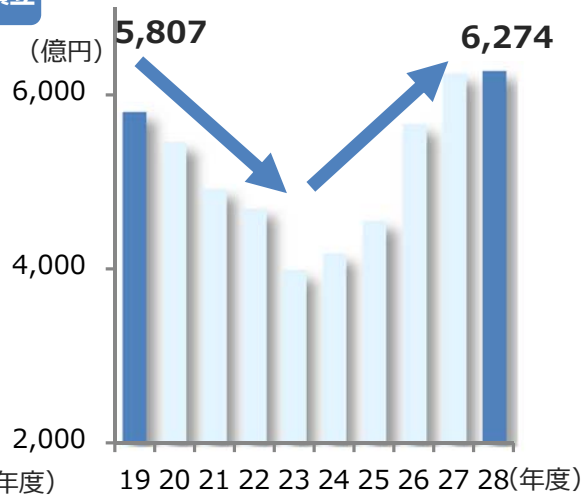

※ 減債基金（約1.5兆円）は、国の定めるルールにより運用
※ その他基金（約1.5兆円）は、実行プラン事業（約5.6兆円）等に充当

首都東京の財政需要①

➢ 本格的な少子高齢・人口減少社会の到来により、

✓ 都の高齢者人口の増加率は**地方圏を大きく上回って**おり、高齢者対策需要の大幅な増加が見込まれる

＜ 東京都と地方圏における高齢者人口推計比較 ＞

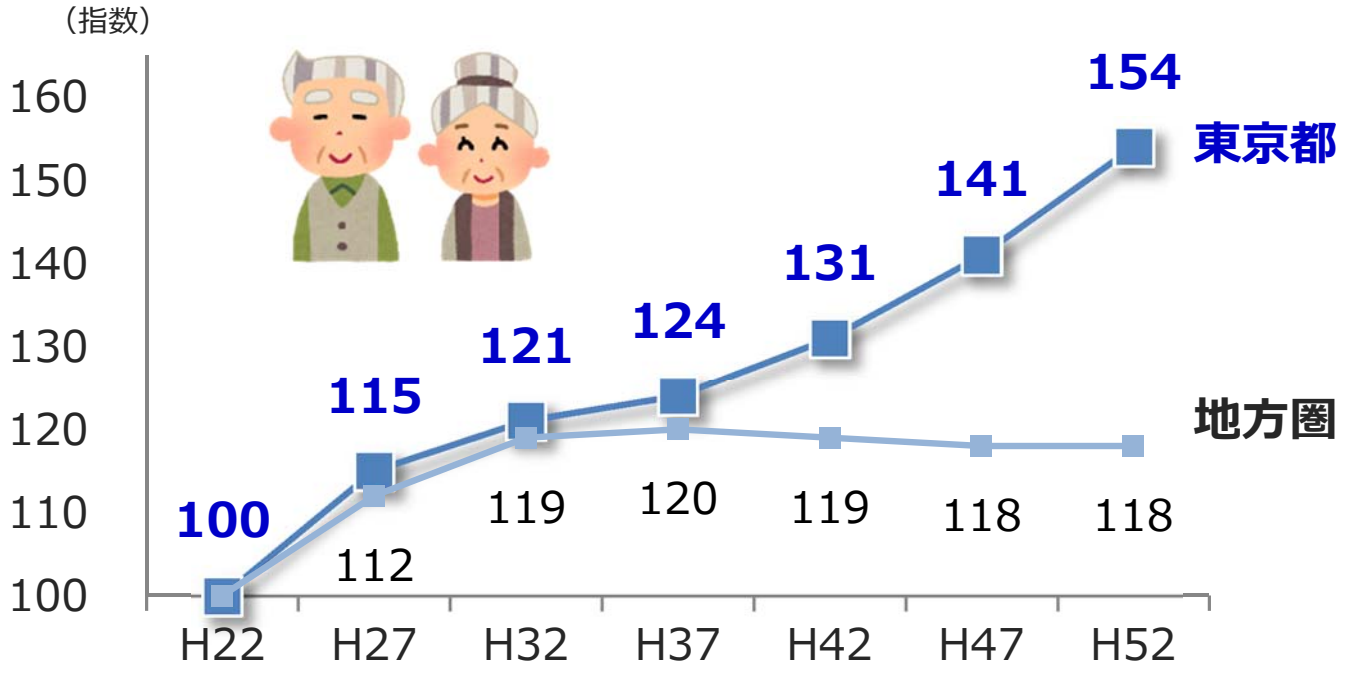

※　国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」より

東京都の社会保障関係経費

✓ H50時点で約7,000億円増加

現在（H27決算）
1兆81億円

― 増加する社会保障関係経費

社会保障関係経費は今後ますます増大する見通し

✓ 社会保障関係経費は、毎年平均約**300億円**ずつ増加し、平成50年度までに**累計9.5兆円**増加する見込み

＜ 社会保障関係経費の将来推計（試算）＞

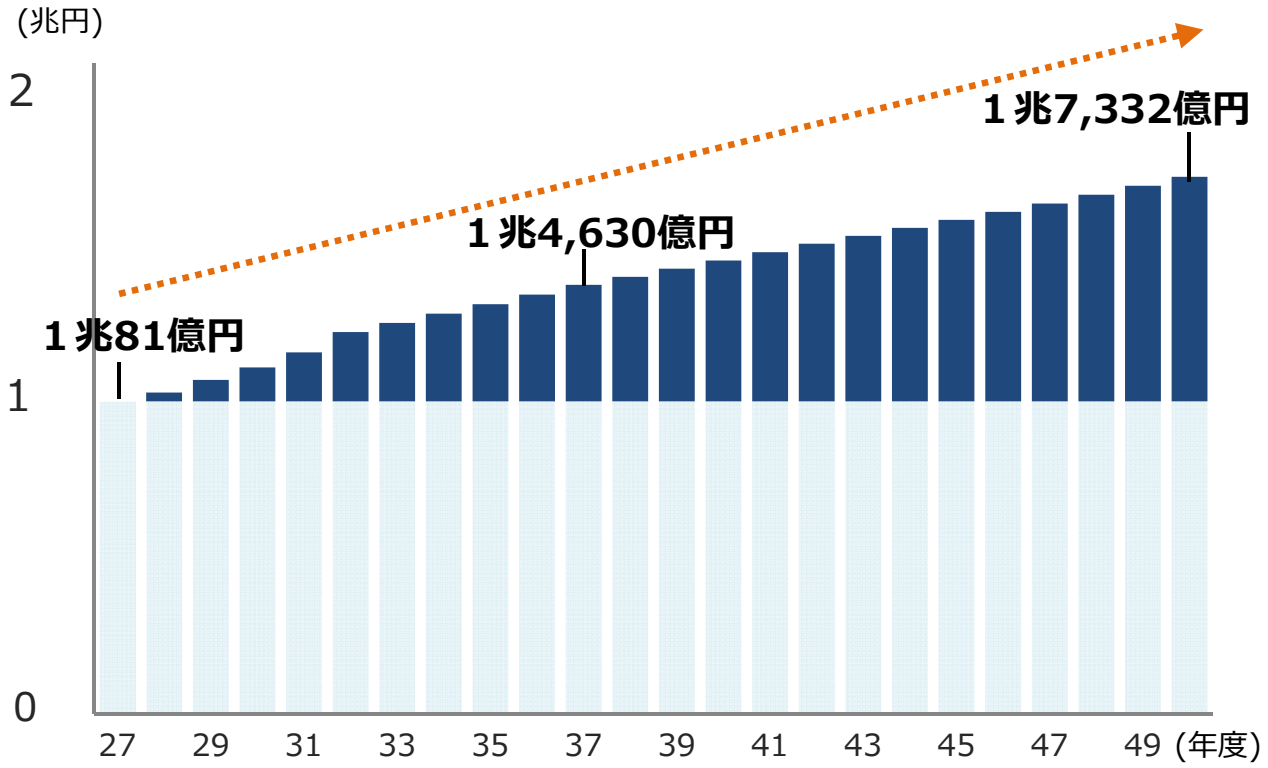

※　新日本有限責任監査法人による試算

今後（H50）見込

1兆7,332億円

首都東京の財政需要②

➢ 日本のエンジンである首都東京の機能を維持し、

✓ いつ起こるとも知れない首都直下地震に備え、**木密地域の不燃化・耐震化や無電柱化を更に推進**する必要

＜ 木造住宅密集地域の不燃化・耐震化 ＞

・不燃領域率70%達成
・特定整備路線の100%整備

直近10年間　約3,200億円 → **今後10年間　約5,500億円**

（木密地域不燃化プロジェクトＨ25～Ｈ32の事業費から試算）

- 全国の木造住宅密集地域の約３割を東京都が占めている

約３割

＜ 無電柱化の推進 ＞

・都道全体を無電柱化

直近10年間　約1,500億円 → **今後10年間　約4,000億円**

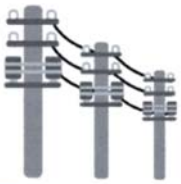

＜無電柱化イメージ＞

東京都の防災分野に係る経費

✓ 今後10年間の事業費が1.7倍に増加

直近10年間の合計
1.9 兆円

ー 首都東京の防災力の強化

都民の生命・財産を守るため、**防災事業の展開は不可欠**

✓ 今後10年間で直近10年間の**1.7倍となる約3.2兆円**の事業費が見込まれるなど、**防災に係る経費は更に増加**

＜ 防災に係る経費の将来推計（試算）＞

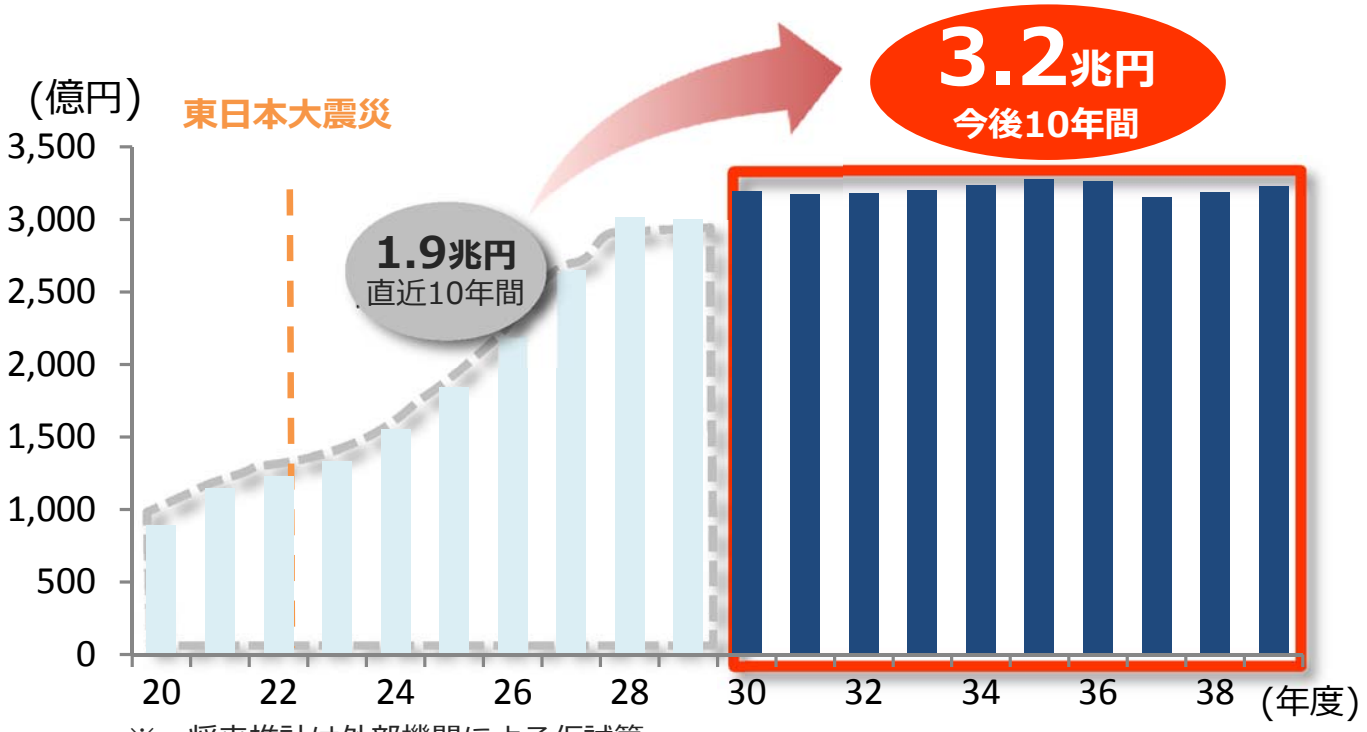

※　将来推計は外部機関による仮試算

今後10年間の合計

3.2兆円

首都東京の財政需要③

➢ 観光を、東京・日本の成長をけん引する**成長産業へと**

✓ 2020大会に向けて、旅行者の移動・滞在を支える基盤を**ソフト・ハード両面から集中的に整備**していく必要

＜ 訪都外国人旅行者数の推移 ＞

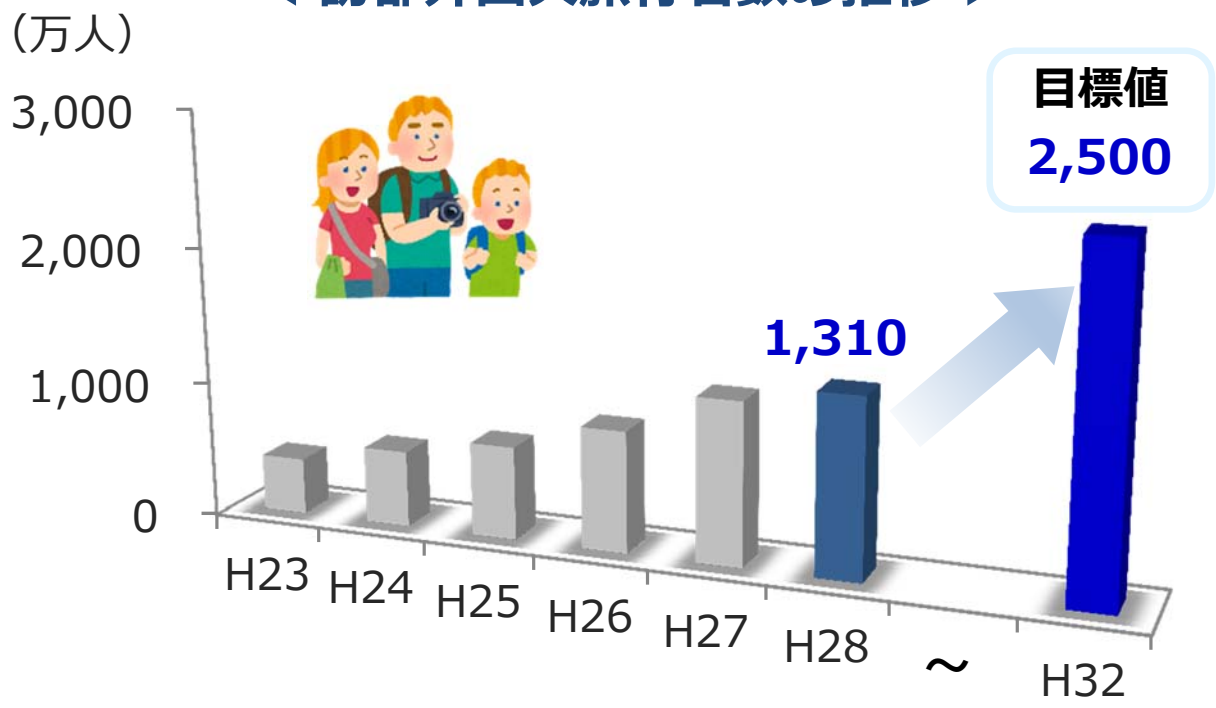

※　東京都「東京都観光客数等実態調査」より

東京都の観光関係予算

✓ 10年間で約８倍に増加

10年前（H19予算）
21億円

― 国際観光都市の実現

発展させていく必要

✓ MICE開催件数は増加しているものの、依然として競合都市であるシンガポールやソウル等に**後れを取っている**

＜ MICEの都市別開催件数の推移 ＞

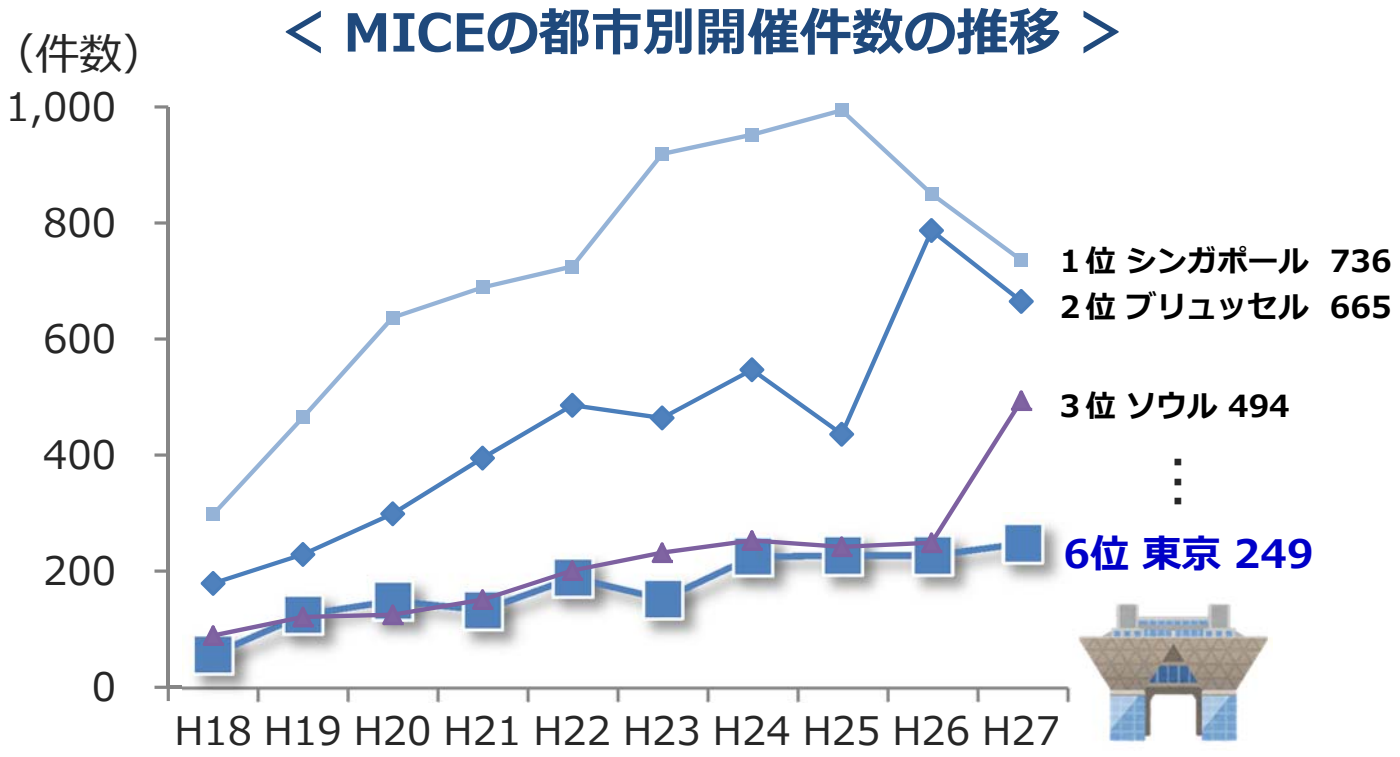

※ 日本政府観光局「国際会議統計」より

現在（H29予算）

164億円

首都東京の財政需要④

- 東京都は、開催都市として、**2020大会の成功とレガシー**
- こうした取組の成果は、**全国に大きな波及効果**を

＜ 東京2020大会の費用負担 ＞

大会経費　1兆3,850億円

組織委員会	**東京都**	国
6,000億円	**6,000**億円	**1,500**億円
（大会オペレーション等）	（恒久施設の整備等）	（新国立競技場の整備等）

※　金額は、平成29年５月31日時点の大枠合意に基づくＶ１予算を記載
※　関係自治体の会場周辺における輸送、セキュリティ等の経費（350億円程度）は、立候補ファイルを基本として、整理・精査を行っていくこととしている

＋

大会に関連する事業

・バリアフリー、外国人受入環境の整備、スポーツ振興、ボランティアの育成、教育・文化プログラムなど

― 東京2020大会とレガシー構築に向けた取組

の構築に向けた取組を着実に推進していく必要
もたらし、日本全体の活性化に寄与

オールジャパンで2020大会の
機運を盛り上げることが重要です！

＜ 全国に及ぶ経済波及効果（2013～2030年） ＞

経済波及効果　**全国**　**32.3**兆円

東京都内分　**20.4**兆円
東京都外分　**11.9**兆円

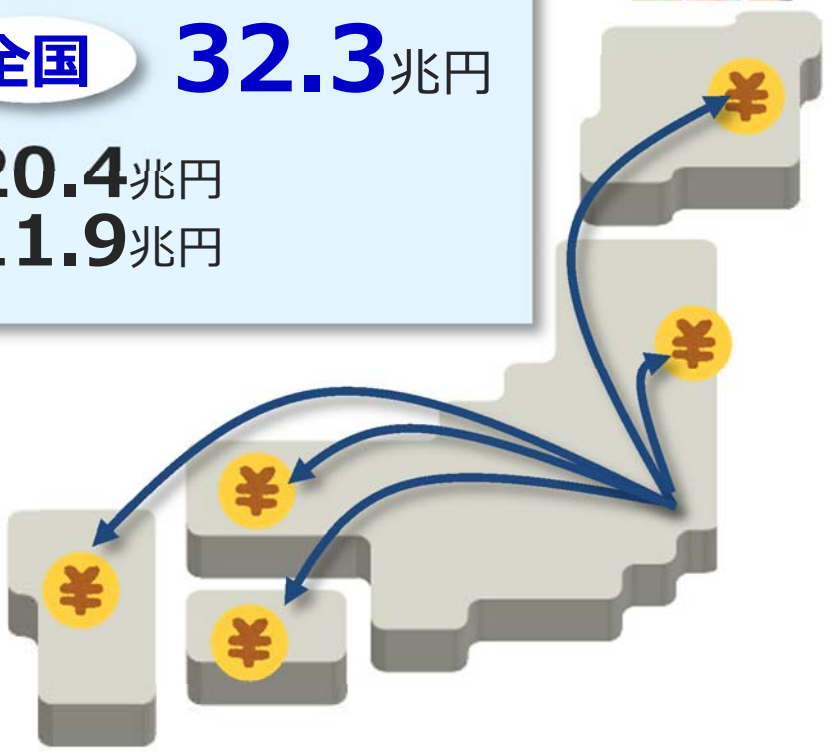

税収効果を試算

税収効果　**全国**　**4.7**兆円（国税・地方税計）

地方税　**1.3**兆円
国　税　**3.4**兆円

うち都税　**0.7**兆円
うち都税以外　0.6兆円

※　経済波及効果は、東京都オリンピック・パラリンピック準備局発表による（平成29年3月）
※　税収効果は、同発表資料における付加価値誘発効果及び平成27年度決算における税収を基に試算

更なる財源収奪は、
将来にわたり都民生活を脅かす

➢ これ以上の不合理な見直しは、**都民生活を守る**観点からも、**東京2020大会の準備を着実に進める**観点からも、**断じて看過できない**

＜ 今後増加する主な財政需要 ＞

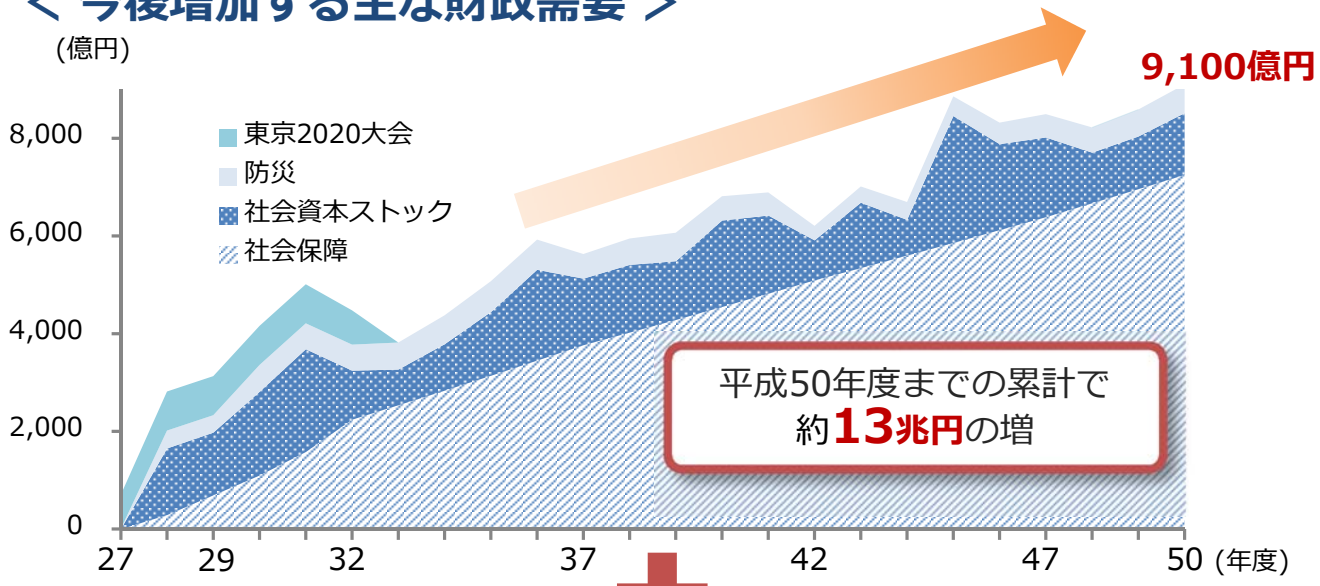

＋

＜ 財源収奪の影響額見込 ＞

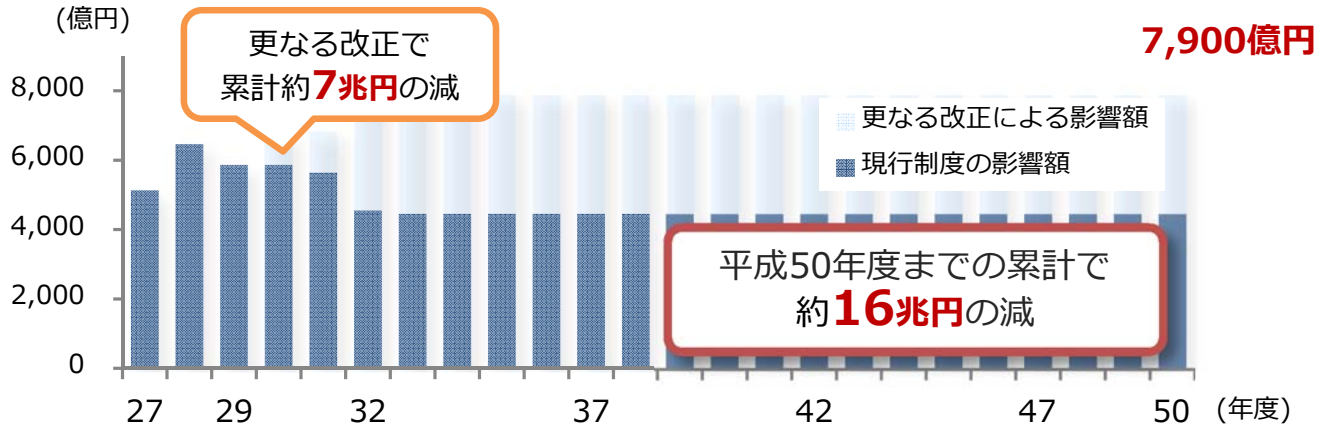

追加的に財源確保が必要になる額

平成50年度までの累計で
約**30兆円**
（年平均約**1.4兆円**）

少子高齢化対策などの
「福祉と保健」分野の
都予算を上回る規模

平成29年度予算：約**1.2**兆円

更なる財源収奪は、　東京・日本の衰退につながりかねない

取りやすいところから奪い取ろうとする動きには
あらゆる機会を捉えて断固として反対

不合理な措置を拡大しても、地方が抱える財源不足の
根本的な解決にはつながらない

国から地方への税源移譲などにより、地方の役割に見合う
地方税財源の拡充こそ目指すべき方向性

登録番号(29)27　国の不合理な措置に対する東京都の主張 -地方消費税の清算基準の見直しに向けた反論-（平成29年12月発行）
〔 編集・発行 〕東京都財務局主計部財政課（電話 03 (5388) 2669 ）　〔 編集・発行 〕株式会社プリントパック

TOKYO 2020

TOKYO 2020
PARALYMPIC GAMES

東京都